農地法第3条許可申請の手続きの流れ

相談から許可書(許可指令書)交付までの流れは以下のとおりです。

なお、申請書の受付から許可書交付までの事務の標準処理期間は25日と定めています。

※許可申請書等、農業委員会の窓口で配布している様式は、市ホームページからダウンロードできます。

申請に関する事前相談

農業委員会事務局窓口、または、電話でご相談ください。

【住所: 匝瑳市八日市場ハ793番地2(匝瑳市役所3階) 電話:0479-73-0090】



申請書類の入手・作成

『許可申請書記載例』を参照に申請内容に応じて許可申請書(『様式第1号』)へ必要事項を記入してください。

許可申請の添付書類は、**『申請に係る添付書類一覧表』**を参照してください。 なお、申請内容に応じて必要となる書類が異なりますので、ご注意ください。



申請書提出前の再確認

誤記や記入漏れ、添付書類の不足等がないか、提出前にもう一度確認してください。 ※記入内容の不備や添付書類の不足により、審査保留や不許可になる場合があります。



許可申請書の提出

許可申請書を添付書類と共に農業委員会事務局へ提出してください。

【受付期間:毎月16日から25日までの開庁日】(午前8時30分~午後5時15分)



許可申請書類の確認

許可申請書類の記載内容や添付書類の不足が無いか確認します。 併せて、現地調査を行います。



農業委員会総会

許可基準に適合するか審査し、許可・不許可について決定を行います。



指令書の交付

農業委員会総会での審査結果に基づき、許可指令書(不許可通知書)を交付します。 ※農業委員会事務局の窓口までお越しください。